

令和 7年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当
 内線：3358 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
S70	後期高齢者医療制度指導費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療対策費	
事業期間	平成 3年度～	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第4条、129条、133条（義務）			針路	03 介護・医療体制の充実	SDGsゴール	3
						分野施策	0303 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8
1 事業概要 埼玉県後期高齢者医療広域連合及び県内各市町村等に対し、技術的助言を実施することにより、後期高齢者医療制度の適正な運営を図る。 後期高齢者医療制度指導費 413千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 埼玉県後期高齢者医療広域連合及び県内各市町村等に対して技術的助言の実施 イ 埼玉県後期高齢者医療審査会の運営 (2) 事業計画 ア 埼玉県後期高齢者医療広域連合に対する技術的助言等 (ア) 医療給付の実施状況 (イ) 後期高齢者医療保険料の賦課・徴収対策事務の実施状況 (ウ) 医療費適正化対策事業の実施状況 等 イ 市町村技術的助言等 (ア) 窓口事務の実施状況 (イ) 後期高齢者医療保険料の徴収事務の実施状況 等 ウ 埼玉県国民健康保険団体連合会に対する指導監督 エ 埼玉県後期高齢者医療審査会の運営 (3) 事業効果 後期高齢者医療制度の適正な運営を確保することにより保険財政の安定が図られる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 後期高齢者医療審査会委員に、被保険者代表である県民を委嘱している。 職員が、後期高齢者医療広域連合及び市町村等に出向いて技術的助言を実施している。 (5) 終期を設定できない理由について 高齢者の医療の確保に関する法律第133条により必要な助言及び適切な援助が求められているため。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 高齢者保健福祉費(細目) 高齢者保健費(細節) 高齢者保健費(積算内容) 後期高齢者医療審査会関係経費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.4人＝13,300千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
決定額	413							413	△19
前年額	432							432	

事業内訳書

事業名	後期高齢者医療制度指導費		
単位事業名	後期高齢者医療制度指導費	予算額	413千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	413	△19	
合計	413	△19	

○歳出

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
報酬	207	0	後期高齢者医療審査会委員謝金 13,800円×5人×3回
旅費	77	0	後期高齢者医療審査会委員費用弁償 1,100円×5人×3回 経常費等 60千円
需用費	65	△19	後期高齢者医療審査会委員お茶代 160円×9人×3回 消耗品費 54千円 印刷製本費 6千円
役務費	25	0	経常費等 25千円
使用料及び賃借料	39	0	後期高齢者医療審査会会場借り上げ料 39千円
合計	413	△19	